

サービスの利用支援などを行っています。

具体的には、来所や定期的な訪問を行い、何を望んでおられるのか、何か不安や心配事はないか、ご本人やご家族のお話を聞く中でニーズを探り、地域で安心して生活が送られるように支援を行っています。また、園からすぐの場所にある民家《い〜すと♪》を活用し、ご本人達が気軽に集える場「サロン」を開いたり、希望する活動を個別に行うなど、ご本人と一緒に考えながら、その時々々の状況やニーズにあわせて、柔軟に対応ができるように心がけています。

身近な相談窓口として、お気軽にご相談ください。

相談支援担当 山下 美保

障害者の地域生活への移行を促進するための経済的支援策について

平成22年3月31日付にて、厚生労働省各局より各都道府県・指定都市障害保健福祉の長宛てに「障害者の地域生活への移行を促進するための経済的支援施策について」という通知が出ています。

そこでは障害福祉計画に基づいた福祉施設入所者の地域生活への移行支援が最重要な課題の一つとなっていることを受けて、それらに関連した経済的支援施策が示されており、その周知に取り組むこととしています。

(1) **生活保護法における支援**では、入所施設を退所したり、家族から独立して新たに地域生活をはじめめる場合において、生活保護を申請し、その後、保護が開始された場合には、民間賃貸住宅の賃貸借契約に際しての必要な敷金、礼金及び賃借料や生活保護の申請から開始までの間の必要経費について、生活保護の住宅扶助費等の基準額の範囲内で支給されることとなります。

(2) **生活福祉資金貸付制度による住宅入居費の貸し付け**について、入所施設を退所したり、家族から独立して新たに地域生活をはじめめる場合に、民間賃貸住宅の賃貸借契約の際に、預貯金等の状況から敷金・礼金・賃借料の確保が困難な場合には、「生活福祉資金貸付制度」の貸付を活用することができます。原則連帯保証人が必要となりますが、いない場合も貸付は可能となっています(但し、利子が発生します)。また、入所中又は家族と同居中に生活福祉資金貸付制度の利用申請を行った上で、退所後又は独立後、速やかに生活保護を申請し、その後生活福祉資金から敷金等を支払い、後日生活保護が開始された場合には、当該費用について生活保護の住宅扶助費の基準額の範囲内で遡って支給されることとなります。

窓口は各区役所の保健福祉センターになります。

(3) **地域移行支度経費支援事業**については、対象入所施設の入所者が地域生活に移行するにあたり、新たに必要になる物品を購入するための費用(3万円以内にて)を補助します。この事業は障害者自立支援対策臨時特別交付金により創設され、実施は都道府県より対象施設に助成を行い、原則対象施設が対象者に支給をします。実施年度は平成23年度までとなっています。

(4) **家賃債務保証制度**です。これは民間賃貸住宅の賃貸借契約に際し、保証人の確保が困難な者について、障害者等の入居を受け入れることとしている賃貸住宅に対し、未払い家賃の債務保証を(財)高齢者住宅財団が実施しているものです。平成21年度から対象となる障害者の範囲が拡充されるとともに、家賃滞納にかかる保証月数も延長されています。

以上、厚生労働省からの通知内容をお知らせしましたが、必要な資源については、有効に活用していただければと思います。大阪市健康福祉局障害福祉担当では、現在、地域移行支度経費、家賃債務保証制度については、関係団体等と取り扱いについて意見交換・調整中とのことです。制度の活用、実施方法等について詳細を知りたい方は、育成会事務局等にお問い合わせください。

今年度より、市育成会の各支部から支部紹介をしていただくこととしました。紹介の最後に、次号に紹介していただく支部を指名してもらおう形で続けていきたいと思っております。第1回目は西区支部からです。

西作業所のあゆみと活動

NPO法人ユートピアにし
生活介護 西作業所
所長 笹野井庸夫

育成会は1952年(昭和27年)に3人のお母さんの、社会的に差別を受けている「知的な障害」のある子の幸せを、との願いから始まりました。

私たちの西作業所も、昭和58年2月に養護学校卒業生の保護者が集い、作業所づくりから始まりました。59年1月、大阪精神薄弱者育成会に入会、大きな第一歩が踏み出せた年になりました。設立10周年記念には、日吉小学校で、西川きよし氏に講演をしていただき、ご来賓、そして地域の方々の参加を頂き地域との関わりも広めました。63年今の場所に移転、地域活動支援センターから、NPO法人ユートピアにし 生活介護 西作業